

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ホ等の規定に基づき、経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項

(平成二十七年金融庁告示第七号)

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 銀行における開示（第二条―第六条）

第三章 銀行持株会社における開示（第七条―第九条）

附則

第一章 定義

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 算入可能適格流動資産の合計額 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号。以下「流動性比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額若しくは同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号。以下「持株流動性比率告示」という。）第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。
- 二 日次平均の値 別紙様式第一号から第五号までに記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除して得た値をいう。

第二章 銀行における開示

(単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

第二条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体流動性リスク管理に係る開示事項
- 二 単体流動性カバレッジ比率(流動性比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。)に関する定性的開示事項
- 三 単体安定調達比率(流動性比率告示第七十八条第一項に規定する単体安定調達比率をいう。以下同じ。)に関する定性的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項
- 三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

4 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、単体安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項
- 二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
- 三 その他単体安定調達比率に関する事項

(単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する銀行における中間事業年度の開示事項)

第三条 規則第十九条の二第一項第五号ホに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 単体安定調達比率に関する定性的開示事項

2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)

第四条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結流動性リスク管理に係る開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。第三項、次条第一項及び第六条第一項において同じ。）に関する定性的開示事項

三 連結安定調達比率（流動性比率告示第七十四条に規定する連結安定調達比率をいう。第四項、次条第一項及び第六条第一項において同じ。）に関する定性的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、銀行の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
 - 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
 - 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
 - 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項
- 4 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項
 - 二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
 - 三 その他連結安定調達比率に関する事項

(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する銀行における中間連結会計年度の開示事項)

第五条 規則第十九条の三第三号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行及びその子会社等がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
 - 二 連結安定調達比率に関する定性的開示事項
- 2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第二条に規定する海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する銀行に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 三 単体安定調達比率に関する定量的開示事項

四 連結安定調達比率に関する定量的開示事項

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率の対比及び要因分析（当該単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）

六 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、同項第三号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

第三章 銀行持株会社における開示

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第七条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結流動性リスク管理に係る開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率（持株流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。第三項、次条第一項及び第九条第一項において同じ。）に関する定量的開示事項

三 連結安定調達比率（持株流動性比率告示第七十三条に規定する連結安定調達比率をいう。第四項、次条第一項及び第九条第一項において同じ。）に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲

げる事項については、銀行持株会社の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- 二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項
- 三 その他流動性に係るリスク管理に関する事項

3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
- 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
- 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
- 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

4 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

- 一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項
- 二 流動性比率告示第百一条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
- 三 その他連結安定調達比率に関する事項

(銀行持株会社における中間連結会計年度の開示事項)

第八条 規則第三十四条の二十六第一項第四号ニに規定する経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項のうち、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準に係る事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
- 二 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

2 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流

動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外営業拠点を有する銀行を子会社（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第八項に規定する子会社をいう。）とする銀行持株会社及びその子会社等（同法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

- 一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
 - 二 連結安定調達比率に関する定量的開示事項
 - 三 採用する企業会計の基準を変更した場合にあっては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析（当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。）
- 2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

附 則

（適用時期）

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（次条第一項において「適用日」という。）から適用する。

（日次平均の値に係る経過措置）

第二条 第六条第二項及び第九条第二項の規定の適用については、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、これらの規定中「日次平均の値」とあるのは、「月次平均の値」とすることができる。

- 2 前項の「月次平均の値」とは、四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値の合計を三で除して得た値をいう。

（開示対象期間に係る経過措置）

第三条 海外営業拠点が四半期中途において銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を開始した銀行の当該四半期に対する第六条及び第九条の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を四

半期とみなす。

- 一 当該銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月の末日までの日数が三十日以上の場合 当該銀行業を開始した日から当該日を含む四半期の末日までの期間
 - 二 当該銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最後の月を除く。）の末日までの日数が三十日に満たない場合 当該月の翌月の最初の日から当該日を含む四半期の末日までの期間
- 2 前項の規定により銀行の海外営業拠点が銀行業を開始した日から起算して当該日を含む月（四半期の最後の月に限る。）の末日までの日数が三十日に満たないときは、当該月を含む四半期の翌四半期の最初の日を当該銀行業を開始した日とみなして、当該日を含む四半期について、第一条第二号、第六条、第九条及び前条第二項の規定を適用する。
- 3 第一項の規定により四半期とみなされた期間における前条第二項の規定の適用については、同項中「四半期」とあるのは「附則第三条第一項各号に定める期間」と、「三」とあるのは「当該期間における月の末日の数」とする。

改正文（平成三十年三月十四日金融庁告示第十号） 抄
平成三十年三月三十一日から適用する。

附 則（平成三十一年三月十五日金融庁告示第七号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

附 則（令和三年三月三十一日金融庁告示第十四号） 抄
（適用時期）

第一条 この告示は、令和三年九月三十日から適用する。

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行単体）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四 半期	前四 半期	前々 四半 期	ハの前 四半期	ニの 前四 半期
単体流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	単体流動性カバレッジ比率					
単体安定調達比率						
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	単体安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(別紙様式第二号)

(単位：百万円、%)

KM1：主要な指標（銀行連結・持株）						
国際様式 の該 当番号		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
		当四半 期	前四 半期	前々四 半期	ハの 前四 半期	ニの 前四 半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					
連結安定調達比率						
18	利用可能安定調達額					
19	所要安定調達額					
20	連結安定調達比率					

(注)

この様式において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示及び持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(別紙様式第三号)

(単位：百万円、%、件)

項目		当四半期		前四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額				
資金流出額 (2)		資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係 る資金流出額				
3	うち、安定預金の額				
4	うち、準安定預金の額				
5	ホールセール無担保資金調達 に係る資金流出額				
6	うち、適格オペレーショ ナル預金の額				
7	うち、適格オペレーショ ナル預金及び負債性有価 証券以外のホールセール 無担保資金調達に係る資 金の額				
8	うち、負債性有価証券の 額				
9	有担保資金調達等に係る資金 流出額				
10	デリバティブ取引等、資金調 達プログラム及び与信・流動 性ファシリティに係る資金流 出額				
11	うち、デリバティブ取引 等に係る資金流出額				
12	うち、資金調達プログラ				

		ムに係る資金流出額				
13		うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額				
14		資金提供義務に基づく資金流出額等				
15		偶発事象に係る資金流出額				
16		資金流出合計額				
資金流入額 (3)			資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
17		有担保資金運用等に係る資金流入額				
18		貸付金等の回収に係る資金流入額				
19		その他資金流入額				
20		資金流入合計額				
単体流動性カバレッジ比率 (4)						
21		算入可能適格流動資産の合計額				
22		純資産流出額				
23		単体流動性カバレッジ比率				
24		平均値計算用データ数				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第八条において準用する流動性比率告示（以下この様式において「準用流動性比率告示」という。）第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第十九条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。
- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第二十条第一項（準用流動性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、準用流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- c 項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第二十一条第一項（準用流動性比率告示第二十三条及び第二十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び同条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、準用流動性比率告示第二十五条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- d 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（準用流動性比率告示第二十六条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（同条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f及びgにおいて同じ。）を記載する。
- e 項番6「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（準用流動性比率告示第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下eにおいて同じ。）の合計額を記載する。こ

の項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。

- f 項番7「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準用流動性比率告示第二十七条又は第二十八条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- g 項番8「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下gにおいて同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番9「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第三十二条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。
- i 項番10「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番11から項番13までの「資金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番11から項番13までの「資金流出率を乗じた後の額」の合計額を記載する。
- j 項番11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第三十五条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、準用流動性比率告示第三十六条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、準用流動性比率告示第四十条第二項に規定する格下げ時資金流出額、準用流動性比率告示第四十一条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、準用流動性比率告示第四十二条第二項に規定する超過担保受入額、準用流動性比率告示第四十三条第二項に規定する未提供担保の額及び準用流動性比率告示第四十四条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用

流動性比率告示第三十四条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。

- k 項番 12 「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十五条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- l 項番 13 「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十六条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、同項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番 14 「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十八条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、準用流動性比率告示第五十五条第一項の支払を行う金銭の額、準用流動性比率告示第五十六条第一項の差し入れる金銭の額、準用流動性比率告示第五十七条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、準用流動性比率告示第五十八条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、準用流動性比率告示第五十九条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び準用流動性比率告示第六十条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十八条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び準用流動性比率告示第五十四条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。
- n 項番 15 「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第五十条各号に掲げるものに係る流動性比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、準用流動性比率告示第五十一条の信用保証に相当するものの額の合計額、準用流動性比率告示第五十二条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び準用流動性比率告示第五十三条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第四十九条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。

- o 項番 16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- a 項番 17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十二条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び同条第二項第一号の金銭の額又は同項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、同条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。
- b 項番 18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。
- c 項番 19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十六条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、準用流動性比率告示第六十七条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、準用流動性比率告示第六十九条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、準用流動性比率告示第七十一条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、準用流動性比率告示第七十二条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び準用流動性比率告示第七十三条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六十六条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、準用流動性比率告示第六十七条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び準用流動性比率告示第六十八条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。
- d 項番 20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番 17 から項番 19 までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、準用流動性比率告示第六条に規定する資金流

入額を記載する。

(4) 単体流動性カバレッジ比率

- a 項番 21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、準用流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番 22「純資金流出額」の欄には、準用流動性比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番 23「単体流動性カバレッジ比率」の欄には、項番 21 を項番 22 で除して得た値について小数点第二位以下を切り捨て小数点第一位までを記載する。
- d 項番 24「平均値計算用データ数」の欄には、項番 23 の単体流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

(5) その他

- a 附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第三号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- b この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- d この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(別紙様式第四号)

(単位：百万円、%、件)

項目		当四半期		前四半期	
適格流動資産 (1)					
1	適格流動資産の合計額				
資金流出額 (2)		資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額	資金流出率 を乗じる前 の額	資金流出率 を乗じた後 の額
2	リテール無担保資金調達に係 る資金流出額				
3	うち、安定預金の額				
4	うち、準安定預金の額				
5	ホールセール無担保資金調達 に係る資金流出額				
6	うち、適格オペレーショ ナル預金の額				
7	うち、適格オペレーショ ナル預金及び負債性有価 証券以外のホールセール 無担保資金調達に係る資 金の額				
8	うち、負債性有価証券の 額				
9	有担保資金調達等に係る資金 流出額				
10	デリバティブ取引等、資金調 達プログラム及び与信・流動 性ファシリティに係る資金流 出額				
11	うち、デリバティブ取引 等に係る資金流出額				
12	うち、資金調達プログラ				

		ムに係る資金流出額				
13		うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額				
14		資金提供義務に基づく資金流出額等				
15		偶発事象に係る資金流出額				
16		資金流出合計額				
資金流入額 (3)			資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額	資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
17		有担保資金運用等に係る資金流入額				
18		貸付金等の回収に係る資金流入額				
19		その他資金流入額				
20		資金流入合計額				
連結流動性カバレッジ比率 (4)						
21		算入可能適格流動資産の合計額				
22		純資産流出額				
23		連結流動性カバレッジ比率				
24		平均値計算用データ数				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示又は持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 適格流動資産

項番1「適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第三条第一項第一号から第三号まで又は持株流動性比率告示第三条第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を記載する。

(2) 資金流出額

- a 項番2「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第十九条又は持株流動性比率告示第十八条のリテール無担保資金調達に係る資金の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額（流動性比率告示第十九条又は持株流動性比率告示第十八条に規定するリテール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。b及びcにおいて同じ。）を記載する。
- b 項番3「うち、安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第二十条第一項又は持株流動性比率告示第十九条第一項（流動性比率告示第二十三条及び第二十四条又は持株流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号又は持株流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び流動性比率告示第一条第五十二号又は持株流動性比率告示第一条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性比率告示第二十五条又は持株流動性比率告示第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下bにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- c 項番4「うち、準安定預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第二十一条第一項又は持株流動性比率告示第二十条第一項（流動性比率告示第二十三条及び第二十四条又は持株流動性比率告示第二十二条及び第二十三条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する準安定預金（流動性比率告示第一条第五十一号又は持株流動性比率告示第一条第五十一号に規定するリテール安定的定期預金に該当するもの及び流動性比率告示第一条第五十二号又は持株流動性比率告示第一条第五十二号に規定する中小企業等安定的定期預金に該当するものを除き、流動性比率告示第二十五条又は持株流動性比率告示第二十四条の規定が適用されるものを含む。以下cにおいて同じ。）の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、リテール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、準安定預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- d 項番5「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額（流動性比率告示第二十六条又は持株流動性比率告示第二十五条のホールセール無担保資金調達に係る資金の額をいう。f及びgにおいて同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金

- 流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（流動性比率告示第二十六条又は持株流動性比率告示第二十五条に規定するホールセール無担保資金調達に係る資金流出額をいう。f 及び g において同じ。）を記載する。
- e 項番 6 「うち、適格オペレーショナル預金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、適格オペレーショナル預金（流動性比率告示第二十九条第一項又は持株流動性比率告示第二十八条第一項に規定する適格オペレーショナル預金をいう。以下 e において同じ。）の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、適格オペレーショナル預金の額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- f 項番 7 「うち、適格オペレーショナル預金及び負債性有価証券以外のホールセール無担保資金調達に係る資金の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、流動性比率告示第二十七条若しくは第二十八条又は持株流動性比率告示第二十六条若しくは第二十七条に定める資金流出率が適用されるものの合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、流動性比率告示第二十七条若しくは第二十八条又は持株流動性比率告示第二十六条若しくは第二十七条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- g 項番 8 「うち、負債性有価証券の額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金の額のうち、負債性有価証券（流動性比率告示第一条第四十五号又は持株流動性比率告示第一条第四十五号に規定する負債性有価証券をいう。以下 g において同じ。）に該当するものの額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額のうち、負債性有価証券に該当するものの額に資金流出率を乗じて得た額の合計額を記載する。
- h 項番 9 「有担保資金調達等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十二条第一項又は持株流動性比率告示第三十条第一項に規定する有担保資金調達等に係る資金流出額を記載する。
- i 項番 10 「デリバティブ取引等、資金調達プログラム及び与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、項番 11 から項番 13 までの「資金流出率を乗じた後の額」の合計額を記載する。

- j 項番 11「うち、デリバティブ取引等に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第三十五条第二項又は持株流動性比率告示第三十四条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額、流動性比率告示第三十六条第二項又は持株流動性比率告示第三十五条第二項に規定する時価変動時所要追加担保額、流動性比率告示第四十条第二項又は持株流動性比率告示第三十九条第二項に規定する格下げ時資金流出額、流動性比率告示第四十一条第二項又は持株流動性比率告示第四十条第二項に規定する担保価値変動時資金流出額、流動性比率告示第四十二条第二項又は持株流動性比率告示第四十一条第二項に規定する超過担保受入額、流動性比率告示第四十三条第二項又は持株流動性比率告示第四十二条第二項に規定する未提供担保の額及び流動性比率告示第四十四条第二項又は持株流動性比率告示第四十三条第二項に規定する担保差替可能額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第三十四条又は持株流動性比率告示第三十三条に規定するデリバティブ取引等に係る資金流出額を記載する。
- k 項番 12「うち、資金調達プログラムに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十五条第二項又は持株流動性比率告示第四十四条第二項に規定する資金調達プログラムに基づく支払予定額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十五条第一項又は持株流動性比率告示第四十四条第一項に規定する資金調達プログラムに係る資金流出額を記載する。
- l 項番 13「うち、与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十六条第一項又は持株流動性比率告示第四十五条第一項の与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十六条第一項又は持株流動性比率告示第四十五条第一項に規定する与信・流動性ファシリティに係る資金流出額を記載する。
- m 項番 14「資金提供義務に基づく資金流出額等」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第四十八条第二項又は持株流動性比率告示第四十七条第二項に規定する資金提供義務に基づく所要貸出額、流動性比率告示第五十五条第一項又は持株流動性比率告示第五十四条第一項の支払を行う金銭の額、流動性比率告示第五十六条第一項又は持株流動性比率告示第五十五条第一項の差し入れる金銭の額、流動性

比率告示第五十七条又は持株流動性比率告示第五十六条の金利及び手数料その他これらに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率告示第五十八条第一項又は持株流動性比率告示第五十七条第一項の決済期が到来する有価証券の時価、流動性比率告示第五十九条又は持株流動性比率告示第五十八条の配当その他これに準ずる金銭の支払であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額及び流動性比率告示第六十条第一項又は持株流動性比率告示第五十九条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流出項目の額の合計額を合計して得た額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十八条第一項又は持株流動性比率告示第四十七条第一項に規定する資金提供義務に基づく資金流出額及び流動性比率告示第五十四条又は持株流動性比率告示第五十三条に規定するその他資金流出額の合計額を記載する。

- n 項番 15「偶発事象に係る資金流出額」の「資金流出率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第五十条各号又は持株流動性比率告示第四十九条各号に掲げるものに係る流動性比率告示第一条第七十三号又は持株流動性比率告示第一条第七十三号に規定するファシリティ未使用枠の額、流動性比率告示第五十一条又は持株流動性比率告示第五十条の信用保証に相当するものの額の合計額、流動性比率告示第五十二条又は持株流動性比率告示第五十一条のレポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額及び流動性比率告示第五十三条第一項又は持株流動性比率告示第五十二条第一項に規定する個別偶発事象に係る資金流出額の合計額を記載する。この項目における「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第四十九条又は持株流動性比率告示第四十八条に規定する偶発事象に係る資金流出額を記載する。
- o 項番 16「資金流出合計額」の「資金流出率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第五条又は持株流動性比率告示第五条に規定する資金流出額を記載する。

(3) 資金流入額

- a 項番 17「有担保資金運用等に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十二条第一項又は持株流動性比率告示第六十一条第一項の取引相手方に差し入れている金銭の額及び流動性比率告示第六十二条第二項第一号又は持株流動性比率告示第六十一条第二項第一号の金銭の額又は流動性比率告示第六十二条第二項第二号又は持株流動性比率告示第六十一条第二項第二号の金銭の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六

十二条第一項又は持株流動性比率告示第六十一条第一項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入額を記載する。

b 項番 18「貸付金等の回収に係る資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十四条第二項又は持株流動性比率告示第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六十四条第一項又は持株流動性比率告示第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額を記載する。

c 項番 19「その他資金流入額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、流動性比率告示第六十六条第一項又は持株流動性比率告示第六十五条第一項の取引相手方が弁済することが義務付けられている部分の額、流動性比率告示第六十七条第二項又は持株流動性比率告示第六十六条第二項に規定する基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額、流動性比率告示第六十九条第一項又は持株流動性比率告示第六十八条第一項の約定未受渡の有価証券売却に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性比率告示第七十条第一項又は持株流動性比率告示第六十九条第一項の約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引に基づいて基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額、流動性比率告示第七十一条又は持株流動性比率告示第七十条の金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭の受取であって、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額、流動性比率告示第七十二条第一項又は持株流動性比率告示第七十一条第一項の決済期が到来する有価証券の時価及び流動性比率告示第七十三条第一項又は持株流動性比率告示第七十二条第一項に規定するその他契約に基づく主要な資金流入項目の額の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六十六条第一項又は持株流動性比率告示第六十五条第一項に規定する有価証券償還に係る資金流入額、流動性比率告示第六十七条第一項又は持株流動性比率告示第六十六条第一項に規定するデリバティブ取引等に係る資金流入額及び流動性比率告示第六十八条又は持株流動性比率告示第六十七条に規定するその他資金流入額の合計額を記載する。

d 項番 20「資金流入合計額」の「資金流入率を乗じる前の額」の欄には、項番 17 から項番 19 までの「資金流入率を乗じる前の額」の合計額を記載する。この項目における「資金流入率を乗じた後の額」の欄には、流動性比率告示第六条又は持株流動性比率告示第六条に規定する資金流入額を記載する。

(4) 連結流動性カバレッジ比率

- a 項番 21「算入可能適格流動資産の合計額」の欄には、流動性比率告示第三条第一項又は持株流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額を記載する。
- b 項番 22「純資金流出額」の欄には、流動性比率告示第四条又は持株流動性比率告示第四条に規定する純資金流出額を記載する。
- c 項番 23「連結流動性カバレッジ比率」の欄には、項番 21 を項番 22 で除して得た値を記載する。
- d 項番 24「平均値計算用データ数」の欄には、項番 23 の連結流動性カバレッジ比率を計算するために用いたデータの数を記載する。

(5) その他

- a 附則第三条第一項の規定により四半期とみなされた期間以降についてこの別紙様式第四号を作成する場合、同項各号に定める期間の最初の日以後に終了する四半期に係る事項について記載することとし、当該最初の日前に終了した四半期に係る事項については記載することを要しない。
- b この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- c この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- d この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

項番		当四半期					前四半期				
		算入率考慮前金額				算入率考 慮後金額	算入率考慮前金額				算入率考 慮後金額
		満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上		満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	
利用可能安定調達額 (1)											
1	資本の額										
2	うち、普通株式等 Tier1資本、その他 Tier1資本及び Tier2資本(基準日 から1年を経過す る前に弁済期が到 来する者を除く。) に係る基礎項目の 額										
3	うち、上記に含まれ ない資本調達手段 及び資本の額										

4	個人及び中小企業等 からの資金調達										
5	うち、安定預金等の 額										
6	うち、準安定預金等 の額										
7	ホールセール資金調 達										
8	うち、適格オペレー ショナル預金の額										
9	うち、その他のホー ルセール資金調達 の額										
10	相互に関係する資産 がある負債										
11	その他の負債										
12	うち、デリバティブ 負債の額										
13	うち、上記に含まれ ない負債の額										

14	利用可能安定調達額 合計										
所要安定調達額 (2)											
15	流動資産の額										
16	金融機関等に預け入 れているオペレーシ ョナル預金に相当す るものの額										
17	貸出金又はレポ形式 の取引による資産及 び有価証券その他こ れに類するものの額										
18	うち、レベル1資産 を担保とする金融 機関等への貸出金 及びレポ形式の取 引による額										
19	うち、項番 18 に含 まれない金融機関 等への貸出金及び レポ形式の取引に										

	よる額										
20	うち、貸出金又はレ ポ形式の取引によ る資産の額（項番 18、19 及び 22 に該 当する額を除く。）										
21	うち、リスク・ウ ェイトが 35%以 下の資産の額										
22	うち、住宅ローン債 権										
23	うち、リスク・ウ ェイトが 35%以 下の資産の額										
24	うち、流動資産に該 当しない有価証券 その他これに類す るもの										
25	相互に関係する負債 がある資産										
26	その他の資産等										

27	うち、現物決済されるコモディティ(金を含む。)										
28	うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表上に計上されないものを含む。)										
29	うちデリバティブ資産の額										
30	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額										
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額										
32	オフ・バランス取引										

33	所要安定調達額合計										
34	単体安定調達比率										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通株式Tier1資本、その他Tier1資本及びTier2資本（基準日から1年を経過する前に弁済期が到来する者を除く。）に係る基礎項目の額」の項には、流動性比率告示第七十八条第一項において準用する流動性比率告示（以下この様式において「準用流動性比率告示」という。）第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第四号及び第五号、第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第八号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十三条に掲げる負債の額及び第八十四条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び準用流動性比率告示第八十四条に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十五条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に

じて記載する。

- i 項番9「うち、その他のホールセール資金調達額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十五条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十六条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番10「相互に関係する資産がある負債」の項には、準用流動性比率告示第百一条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番11「その他の負債」の項には、項番12及び項番13の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十六条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- m 項番13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、準用流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- n 項番14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番1、項番4、項番7、項番10及び項番11の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

- a 項番15「流動資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十一条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十二条、第九十三条第一号並びに第九十四条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、項番15に該当するものは、項番16から項番32までに含めないものとする。
- b 項番16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額及び準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準

用流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。
- d 項番 18「うち、レベル 1 資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十一条第八号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十三条第二号及び第三号並びに第九十四条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。）」の項には、準用流動性比率告示第九十一条第三号、第九十四条第二号、第九十五条及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十四条第五号及び第九十六条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下」の項には、項番 20 に該当する額のうち、準用流動性比率告示第九十一条第三号並びに第九十四条第二号及び第五号並びに第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十五条に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、準用流動性比率告示第九十四条第六号及び第九十六条第三号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、準用流動性比率告示第百一条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表上に計上されないものを含む。）」の項には、準用流動性比率告示第九十六条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- p 項番 30「うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額」の項には、準用流動性比率告示第九十七条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、準用流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに準用流動性比率告示第九十一条第四号から第六号まで及び第九十七条第二号から第七号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、準用流動性比率告示第九十九条及び第百条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。

る。

- s 項番 33「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する。
- t 項番 34「単体安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(別紙様式第六号)

(単位：百万円、%)

項番		当四半期					前四半期				
		算入率考慮前金額				算入率考 慮後金額	算入率考慮前金額				算入率考 慮後金額
		満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上		満期なし	6月未満	6月以上 1年未満	1年以上	
利用可能安定調達額 (1)											
1	資本の額										
2	うち、普通株式等 Tier1資本、その他 Tier1資本及び Tier2資本(基準日 から1年を経過す る前に弁済期が到 来する者を除く。) に係る基礎項目の 額										
3	うち、上記に含まれ ない資本調達手段 及び資本の額										

4	個人及び中小企業等 からの資金調達										
5	うち、安定預金等の 額										
6	うち、準安定預金等 の額										
7	ホールセール資金調 達										
8	うち、適格オペレー ショナル預金の額										
9	うち、その他のホー ルセール資金調達 の額										
10	相互に関係する資産 がある負債										
11	その他の負債										
12	うち、デリバティブ 負債の額										
13	うち、上記に含まれ ない負債の額										

14	利用可能安定調達額 合計										
所要安定調達額 (2)											
15	流動資産の額										
16	金融機関等に預け入 れているオペレーシ ョナル預金に相当す るものの額										
17	貸出金又はレポ形式 の取引による資産及 び有価証券その他こ れに類するものの額										
18	うち、レベル1資産 を担保とする金融 機関等への貸出金 及びレポ形式の取 引による額										
19	うち、項番 18 に含 まれない金融機関 等への貸出金及び レポ形式の取引に										

	よる額										
20	うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番18、19及び22に該当する額を除く。）										
21	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資産の額										
22	うち、住宅ローン債権										
23	うち、リスク・ウェイトが35%以下の資産の額										
24	うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの										
25	相互に関係する負債がある資産										
26	その他の資産等										

27	うち、現物決済されるコモディティ(金を含む。)										
28	うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金(連結貸借対照表上に計上されないものを含む。)										
29	うちデリバティブ資産の額										
30	うち、デリバティブ負債(変動証拠金の対価の額を減ずる前)の額										
31	うち、上記に含まれない資産及び資本の額										
32	オフ・バランス取引										

33	所要安定調達額合計										
34	連結安定調達比率										

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、流動性比率告示及び持株流動性比率告示において使用する用語の例によるものとする。

(1) 利用可能安定調達額

- a 項番1「資本の額」の項には、項番2及び項番3の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- b 項番2「うち、普通株式Tier1資本、その他Tier1資本及びTier2資本（基準日から1年を経過する前に弁済期が到来する者を除く。）に係る基礎項目の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第一号から第三号までに掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- c 項番3「うち、上記に含まれない資本調達手段及び資本の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第四号及び第五号、第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第八号に掲げる資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第四号及び第五号、第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第八号に掲げる資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- d 項番4「個人及び中小企業等からの資金調達」の項には、項番5及び項番6の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- e 項番5「うち、安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十三条に掲げる負債の額及び第八十四条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額、第八十一条に掲げる負債の額及び第八十二条第二項に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番6「うち、準安定預金等の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額及び流動性比率告示第八十四条に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号に掲げる負

債の額のうちこれに該当するものの額及び持株流動性比率告示第八十二条に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

g 項番7「ホールセール資金調達」の項には、項番8及び項番9の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

h 項番8「うち、適格オペレーショナル預金の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第八十五条第二号に掲げる負債の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第二号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

i 項番9「うち、その他のホールセール資金調達の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第八十五条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十六条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第一号及び第三号から第五号まで並びに第八十四条第一項第六号及び第七号に掲げる負債の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

j 項番10「相互に関係する資産がある負債」の項には、流動性比率告示第一百一条の規定を適用する負債の額又は持株流動性比率告示第九九条の規定を適用する負債の額をそれぞれの期間に応じて記載する。

k 項番11「その他の負債」の項には、項番12及び項番13の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

l 項番12「うち、デリバティブ負債の額」の項には、流動性比率告示第八十六条第一項第二号に掲げる負債の額又は持株流動性比率告示第八十四条第一項第二号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。

m 項番13「うち、上記に含まれない負債の額」の項には、流動性比率告示第八十二条第五号及び第八十六条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第八十五条第六号並びに第八十六条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十条第五号及び第八十四条第一項第一号に掲げる負債の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十三条第六号並びに第八十四条第一項第三号から第五号まで及び第八号並びに

第二項に掲げる負債又は資本の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

n 項番 14「利用可能安定調達額合計」の項には、項番 1、項番 4、項番 7、項番 10 及び項番 11 の額の合計額を記載する。

(2) 所要安定調達額

a 項番 15「流動資産の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十一条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十二条、第九十三条第一号並びに第九十四条第一号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第八十九条第一号、第二号、第七号及び第九号、第九十条、第九十一条第一号並びに第九十二条第一号に掲げる資産の額の合計額を記載する。ただし、項番 15 に該当するものは、項番 16 から項番 32 までに含めないものとする。

b 項番 16「金融機関等に預け入れているオペレーショナル預金に相当するものの額」の項には、流動性比率告示第九十七条第七号に掲げる資産の額及び流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額及び持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十二条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

c 項番 17「貸出金又はレポ形式の取引による資産及び有価証券その他これに類するものの額」の項には、項番 18 から項番 20 まで、項番 22 及び項番 24 の合計額を記載する。

d 項番 18「うち、レベル 1 資産を担保とする金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額、流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十一条第八号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十五条第七号に掲げる資産の額及び持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十二条第四号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。

- e 項番 19「うち、項番 18 に含まれない金融機関等への貸出金及びレポ形式の取引による額」の項には、流動性比率告示第九十四条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額、流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十三条第二号及び第三号並びに第九十四条第三号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額、持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十一条第二号及び第三号並びに第九十二条第三号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- f 項番 20「うち、貸出金又はレポ形式の取引による資産の額（項番 18、19 及び 22 に該当する額を除く。）」の項には、流動性比率告示第九十一条第三号、第九十四条第二号、第九十五条及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十四条第五号及び第九十六条第二号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十九条第三号、第九十二条第二号、第九十三条及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十二条第五号及び第九十四条第二号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- g 項番 21「うち、リスク・ウェイトが 35%以下」の項には、項番 20 に該当する額のうち、流動性比率告示第九十一条第三号並びに第九十四条第二号及び第五号並びに第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十五条に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第八十九条第三号並びに第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- h 項番 22「うち、住宅ローン債権」の項には、流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載す

る。

- i 項番 23「うち、リスク・ウェイトが 35%以下」の項には、流動性比率告示第九十四条第五号、第九十五条、第九十六条第二号及び第九十七条第七号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第五号、第九十三条、第九十四条第二号及び第九十五条第七号に掲げる資産の額並びに準用流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- j 項番 24「うち、流動資産に該当しない有価証券その他これに類するもの」の項には、流動性比率告示第九十四条第六号及び第九十六条第三号に掲げる資産の額並びに流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十七条第六号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十二条第六号及び第九十四条第三号に掲げる資産の額並びに持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第九十五条第六号に掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- k 項番 25「相互に関係する負債がある資産」の項には、流動性比率告示第百一条の規定を適用する資産の額又は持株流動性比率告示第九十九条の規定を適用する資産の額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- l 項番 26「その他の資産等」の項には、項番 27 から項番 31 までの合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- m 項番 27「うち、現物決済されるコモディティ（金を含む。）」の項には、流動性比率告示第九十六条第四号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十四条第四号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- n 項番 28「うち、デリバティブ取引等又は中央清算機関との取引に関連して預託した当初証拠金又は清算基金（連結貸借対照表上に計上されないものを含む。）」の項には、流動性比率告示第九十六条第一号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十四条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- o 項番 29「うち、デリバティブ資産の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第一号に掲げる資産の額又は持株流動性比率告示第九十五条第一号に掲げる資産の額を期間にかかわらず一括して記載する。

- p 項番 30「うち、デリバティブ負債（変動証拠金の対価の額を減ずる前）の額」の項には、流動性比率告示第九十七条第八号に掲げる負債の額又は持株流動性比率告示第九十五条第八号に掲げる負債の額を期間にかかわらず一括して記載する。
- q 項番 31「うち、上記に含まれない資産及び資本の額」の項には、流動性比率告示第九十八条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに流動性比率告示第九十一条第四号から第六号まで及び第九十七条第二号から第七号に掲げる資産の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十六条第一項に規定する処分上制約のある資産の額のうちこれに該当するものの額並びに持株流動性比率告示第八十九条第四号から第六号まで及び第九十五条第二号から第七号までに掲げる資産の額の合計額をそれぞれの期間に応じて記載する。
- r 項番 32「オフ・バランス取引」の項には、流動性比率告示第九十九条及び第百条の額の合計額又は持株流動性比率告示第九十七条及び第九十八条の額の合計額を期間にかかわらず一括して記載する。
- s 項番 33「所要安定調達額合計」の項には、項番 15、項番 16、項番 17、項番 25、項番 26 及び項番 32 の額の合計額を記載する。
- t 項番 34「連結安定調達比率」の項には、項番 14 を項番 33 で除して得た値を記載する。

(3) その他

- a この様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載する。
- b この様式に記載する額は、この様式で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てる。
- c この様式に記載する比率は、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。